

平成30年（ネ）第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第1陣）

控訴人兼被控訴人（一審原告） 早川篤雄外 215名

被控訴人兼控訴人（一審一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

2019年7月26日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

準備書面（13）

（関礼子意見書の概要－「故郷剥奪」被害の分析）

一審原告ら訴訟代理人	弁護士	小野寺	利孝	
同	弁護士	広田	次男	
同	弁護士	鈴木	堯博	
同	弁護士	米倉	勉	
同	弁護士	笹山	尚人	
同	弁護士	平松	真二郎	
同	弁護士	宮腰	直子	

外

本書面は、立教大学社会学部教授・関礼子氏の意見書「福島原発事故避難者訴訟（第1陣）原告の故郷剥奪被害の分析—避難とは別個の故郷剥奪損害の重大性」（以下「関意見書」という）の内容について、その概要を示すとともに、一審原告らの損害論に関する主張における位置づけを、下記のとおり明らかにするものである。

記

第1 検討の対象と用語について

関意見書の趣旨ないし課題は、「故郷剥奪損害」の内容について検討し、特にこれが避難そのものによる被害とは異なることと、その重大性を明らかにしようとするものである。

これは、一審原告らが原審以来一貫して主張してきた「故郷喪失損害（慰謝料）」の内容と、「避難慰謝料」との相違という課題と、完全に共通する。しかし、関意見書においては、「故郷喪失」という用語を避けて、「故郷剥奪」という表現を用いている。併せて、「故郷喪失・変容」という概念についても、それは「故郷剥奪」そのものであることを指摘している。そこで冒頭に、これらの用語ないし概念の意味について、一審原告らの理解を明らかにしておきたい。

1 「故郷喪失」と「故郷剥奪」

関意見書は、一審原告らが用いてきた「故郷喪失」という用語について、「いささか誤解を生じる表現である」と指摘している（17頁）。

その意味は、社会学の分野において、「故郷喪失（homeless mind）」という用語は、「家郷喪失」とも呼ばれ、「急激な社会変動によって精神的な拠り所である故郷を失い、根無し草化する近代人の肖像を意味する」言葉として確立しており、この概念との混同を危惧するところによる。

この指摘は、一審原告らにおいても了解できるところであり、本件において主張されているのは、指摘される「家郷喪失」としての意味ではなく、「故郷剥奪」と同義であるところの「故郷喪失」である。したがって、用語に違いがあるだけであって、論じられている内容・概念そのものは、全く同一で

あることを確認しておきたい。この点については、もとより関意見書も、同じ理解と指摘をしているところである（19頁）。

しかし関意見書は、このような誤解・混同の危惧だけではなく、言葉の含意（表現の厳密性）としても、喪失ではなく剥奪という用語を用いる方が、より適切であると指摘する（19頁）。

この点に関しても、その指摘そのものについては、賛同できるところである。すなわち、「加害—被害」の関係（現に奪われた／奪われている）を明確にすることや、一審原告ら被害者が受けているダメージの重大さを表現するには、「剥奪」という用語の方がソフトな印象を与えないであろうことは、指摘されるとおりであろう。

それでも一審原告らが「故郷喪失」という用語を用いてきたのは、主に2つの理由による。1つは、「喪失」という言葉に込められた、「失った」という思いの切実さである。被害者にとって、まさにかげがえのない全人格的価値である「故郷」を「失う（剥奪される）」ことが、「喪失」という言葉によって、それが全人格的な喪失感を与えるほどに深刻な、内面的・人格的な損失であることを表現したかったのである。これは、「故郷」という用語の選択についても同様である。

いわば、加害性や打撃の強烈さというニュアンスよりも、「内面的・人格的な損失」（＝喪失感）の深刻さを優先した用語と言える。しかし同時に、「喪失」という用語が「被害／加害」の関係を否定するものではないし、被害のダメージを小さく見せたいという趣旨ではないことは、当然である。

もう1つは、本件における被害が発生・継続しつつあった2011年から2012年にかけて、メディアや論壇などの様々な場において、この深刻な事態が「故郷喪失」という言葉によって表現され、認知されていったことである。一審原告らは、この言葉が社会的に浸透していくことに勇気づけられ、被害の回復を求める闘いを開始した。そのような歴史的意味を持っている。

2 「故郷喪失」と「故郷変質・変容」について

関意見書は、この用語に関して、もう1つ重要な指摘をしている。一審原告らが用いている「故郷変質・変容」という言葉、あるいは「故郷喪失」と併せて「故郷喪失・変容」と記載している表現について、関意見書は、「避難者訴訟は避難指示解除後の『故郷』の変化を『故郷変容』とするが、その状況を『故郷剥奪』論においては、故郷剥奪の持続もしくはその結果と捉える。」として、批判的に捉えている。

しかしこの指摘に関しても、実は、一審原告らの認識ないし主張との間には齟齬はない。

一審原告らの主位的主張は、準備書面（46）に主張したとおり、社会通念上「帰還が不可能」と評価される段階に至れば、故郷喪失損害が確定的に認められるというものである。その後になって避難指示が解除されても、帰還しても、故郷喪失損害は回復しないというのが、一審原告らの一貫した主張である（同書面20頁以下）。

これに対して、一審原告らが「故郷の変質・変容」という概念を主張として追加したのは、2015年3月30日付の「準備書面（50）」が最初である。その記載から明らかなおとおり、事故後約4年が経過し、「警戒区域」の再編に続く避難指示解除の動きの中で、仮に避難指示の解除によって帰還が可能になっても、地域の実体は「変質・変容」しているのであって、「故郷喪失」という事態と実質的に変わりがないから、その損害額は1人2000万円と評価されるべきことを述べたものである。そして、むしろ帰還後の原告らにとっては、地域の回復・復興のための新たな労苦と負担が加わることを指摘して、主張・立証を尽くしたところである（同書面13～18頁）。

以上のとおりであるから、関意見書が指摘する「避難者訴訟は避難指示解除後の『故郷』の変化を『故郷変容』とするが、その状況を『故郷剥奪』論においては、故郷剥奪の持続もしくはその結果と捉える。」という点は、一審原告らの主張においても全く同じであり、関意見書の指摘は、一審原告らの主張を裏付ける知見であることを強調しておきたい。

第2 「地裁判決からの示唆」

関意見書は、冒頭の2章において、一審判決が「故郷喪失」損害と避難慰謝料を合算した慰謝料を算定するにとどまったことについて、3点の指摘をしているものと整理し、この「示唆」について、8章において「応答」する形で、一審判決を批判している。

この示唆と応答は、関意見書の結論となる部分であるから、これについては、最後に改めて整理することにしたい。

第3 「故郷」ないし故郷喪失とは何か

1 「故郷」(地元)の構成要素

関意見書は、本件において問われている損害の核心である「故郷喪失」(関意見書がいう「故郷剥奪」と同義。以下これを「故郷喪失」という。)に関して、そこでの「故郷」(現にそこで生活している者にとっては「地元」)とは何かという基本的な解題として、以下のとおり3つの構成要素を示して説明する。

すなわち、「故郷」とは、「人と自然とのつながり、人と人のかかわり」、その「永続性や持続性」が「三位一体」となった場所である。そして、この「人と自然とのつながり、人と人のかかわり」は、「生活や文化、歴史と伝統」として編み込まれている。すなわち「故郷」とは、「そこで生きる人々が、かかわりとつながりを編み足しながら、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所である」(17、18頁)。

このように、故郷とは、「人と自然とのつながり、人と人のかかわりが、生活や文化、歴史と伝統に編み込まれる営みの積み重ねによって、永続性や持続性もつようになった場所」である。

なお、本来「故郷」とは「外部のまなざしで捉える出郷地」であり、「そこに住む人々は、通常、そこを『故郷』とは呼ばずに『地元』と呼ぶ」(17頁)

という指摘は、まことに正当なものであり、一審原告らにおいても異論がない。この点、除本理史教授の証人尋問の冒頭においても、同じ趣旨が述べられており、ここでの「故郷」とは、昔住んでいた懐かしい場所ではなく、現に生活していた場所のことを指している。これを「故郷」喪失と呼ぶのは、これを喪失した（剥奪された）ことの深刻さを示したいが故の手段であった。

2 「故郷」の共同性

このように、故郷とは「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」を備えることで「三位一体」となり、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所であるが、そこでの人々の生活を成立させているのは、「共同性」という要素である。

「ムラやイエイエが紡いできた共同性、生活や人間関係、文化や歴史の共同性が故郷」であり、個々の生活は、相互扶助を中核とする共同性のもとで成立している。個々の生活が抜け落ちてなくなれば共同性が機能せず、共同性が機能しなければ個々の生活は成り立たない。この共同性の部分こそが、原告らが訴える「故郷」なのであり、原告ら避難者は、故郷における共同性の喪失を問題にしているのである（18頁）。

これが、関意見書の要諦である。

3 従前の原告ら主張との整合的理解

一審原告らはこれまで、法律学による知見（淡路剛久教授）と環境経済学による知見（除本理史教授）を援用して、以下のとおり故郷喪失損害の実態を解明してきた。関意見書は、これらについて、「社会的存在として生きる人間を扱う全体的な学問」である社会学の視点から、解明したものと位置付けられる。

(1) 「地域生活利益」の喪失

一審原告らは、「故郷喪失」損害の内容について、淡路剛久教授の意見書（甲 A146）に基づき、それは「包括的平穩生活権」が侵害されたことによ

る損害であり、「地域生活利益」享受権を奪われ、さらに精神的苦痛・ストレスを被ったことによって生じた複合的な精神的損害ないし無形の損害を指すことを明らかにしてきた。すなわち、地域社会（コミュニティ）は、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能という5つの機能を有しており、これらが「地域生活利益」の内容をなしているところ、このような機能を果たしている地域コミュニティが丸ごと破壊されることが「故郷の喪失」である。

(2) 「生活と生産の諸条件」の破壊

このことについて、除本理史教授の意見書（甲 A267）は、地域コミュニティにおいては、「生活と生産の諸条件」すなわち住居や農地などの私的財産を含んだ自然環境、経済、文化（政治・社会）、そして社会関係におけるインフラストラクチャー等が「一体のものとして存在」しているところ、これらが全面的に破壊され、回復不能の侵害を受けたことを指摘した。

このように、「故郷の喪失」とは地域社会の包括的な機能喪失（包括的生活利益の破壊）であるから、当然それは、当該権利法益の主体である地域の住民に、有形無形の重大な経済的損害を与える。

(3) 故郷が備える「共同性」の喪失

上記のとおり、関意見書が故郷喪失の中核に据える故郷の「共同性」とは、淡路教授が指摘する「地域生活利益」を生み出す基礎となる要素・性質であり、この共同性のゆえに、地域社会は上記の諸機能が発揮され、地域における住民の生活が成り立っている。

また、除本教授が指摘する、一体として存在し、機能する「生活と生産の諸条件」とは、経済学の知見による概念であったが、関意見書における「故郷」、すなわち「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」を備えることで「三位一体」となり、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所という概念は、これを社会学の見地から包括的

に表現したものと言える。そして除本意見書における「固有性と長期継承性」という価値は、関意見書が指摘する「永続性や持続性」を言い換えたものと理解できるであろう。

かように、法律学と環境経済学の知見によって示されていた故郷喪失損害の内容が、関意見書においては環境社会学の知見により、改めて解明されることになった。

すなわち、「原告側が主張する『故郷喪失・変容慰謝料』」について考察し、「福島原発事故被害の構造」を析出する課題を、「個人的なこと」あるいは「個別のように見えて全体に関わる問題を『社会的事実』として示す」ことによって、これを「社会的存在として生きる人間を扱う全体的学問」である「社会学の視点から」、解明したものと言える（7、8頁）。

4 故郷喪失損害と避難慰謝料の違い

「故郷喪失」の意味を以上のように把握し、その本質的要素を「故郷の共同性」の喪失にあると捉える関意見書は、その必然的な帰結として、『避難』と『故郷剥奪』は明らかに異なる被害である」ということを強調することになる。けだし、「共同性」こそが故郷の本質であるところ、単なる避難は共同性の破壊を伴うものではなく、住民の一時的な移動に過ぎない。しかし、「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」を備えることで「三位一体」となり、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所である故郷が、その実体を失うことを意味する「故郷喪失」こそが、その本質である共同性を失い、不可逆的で回復不能の被害を生ぜしめるのである（19～20頁）。

この2つを混同することは、避難が解消すれば（解消しうる状況になれば）故郷（共同性）が回復するという誤りに陥る。避難区域によって、あるいはその解除の時期によって故郷喪失損害の大きさが異なるという認定は、既にこの誤りを侵している。しかし、故郷の喪失は共同性の喪失による事態であって、避難生活による変化ではない。故郷喪失損害と避難慰謝

料を区別しないで評価することは、この故郷の共同性という価値評価の欠落（権利の縮減）をもたらす（15～16、19～20頁）。

第4 故郷喪失における2つのプロトタイプ

1 プロトタイプA、B

関礼子教授は、これまで既に、以下の2つの訴訟において、意見書を提出している。

A 津島訴訟（福島地裁郡山支部）

双葉郡浪江町津島地区（帰還困難区域）の住民による訴訟であり、未だに避難指示が解除されていない地域からの避難者が原告である。これを、プロトタイプAと呼んでいる。

B 避難者訴訟第2陣（福島地裁いわき支部）

本件訴訟の、分離された原告らによる後続訴訟であり、その多くが川俣町山木屋地区（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）からの避難者である、山木屋においては、既に避難指示は解除されているが、帰還した原告は一部に留まっている。

プロトタイプAにおいては、故郷ないしその共同性が奪われたままであるから、故郷喪失という事態が明瞭である。

これに対してプロトタイプBにおいては、避難指示が解除され、住民の帰還が始まっているため、故郷喪失ないし共同性の喪失という被害が見えにくくなっている。しかし、故郷喪失の被害はいまだ継続しているのである。

A、Bの各内容の詳細については、この書面では省略し、後日に再論したい。

2 本件における故郷喪失

そして、本件における一審原告らは、これら2つのタイプのいずれかに限定されず、浜通り地域（相双地域）の8市町村に広く分布し、双方のタイプを含んでいる。

その被害の内容が、次章に要約する実態である。

第5 浜通りの故郷喪失被害—本件における故郷喪失の特徴

1 地元志向と共同性（「結い」）

（1）強い地元志向

本件（1陣訴訟）原告の居住地域は、プロトタイプA、Bのような単一の地域ではなく、浜通りの8市町村に広がる地域であるが、この地域全体を通じて、強い地元志向が示されている。地域を通じて、家業を継ぐために仕事を辞めて地元に戻ったなどのUターンやIターンが見られ、地元での生活に価値をおくことが当たり前であるという土地柄である。地元＝故郷には、親や兄弟姉妹、親戚が近い地域に集住している。

学校を卒業しても、同級生同士で集まる機会があり、冠婚葬祭はもとより、仕事関係の集まり、趣味の集まりなど、さまざまなネットワークが地域の人々を密接に結び付けている。

（2）「結い」による共同性の喪失—故郷喪失

地元＝故郷のネットワークや繋がりは、地域のなかに根ざす「結い」という共同性に引き付けて語られている。「結い」とは、「ともに助け合いながら何かを成し遂げる共同（協同、協働）の姿」であり、「自然とかかわり、人とつながり、それら関係性が持続的なものとして続いていくことで、故郷は「結い」に特徴づけられるひとつのまとまりのある故郷になる。こうした故郷の構造は、中山間地域と浜通りの地域とで変わらない。」

そこでは、「血縁、同級生や友人、仕事仲間、地域や行政区のつながり、商売のつながりなど、一人ひとりを取り巻くネットワークが重層的に存在」している。

しかし、避難を契機に、「結い」の関係性、すなわち地元＝故郷のネットワークは剥奪されてしまう。例えば、隣組の解散という事例が現れ、これは故郷喪失という被害を端的に示す。

あるいは避難して葬式に出られなかったという事例が語られる。これは、避難行動のために連絡が取れなかったのだから、表層的には避難による被害である。しかし、この事態は深層的な意味では、故郷喪失損害を示しており、その意味の方が重大なのである。すなわち、「葬儀の手伝いや参列は、世代を超えた相互扶助＝「結い」が最も重視される場面である。」ところが、地域の離散によってそうした共同性が機能しなくなり、「将来に持続するはずであった『結い』がダメージを受けたということである。このダメージが長期にわたり複数回発生すれば、人と人とのつながりやその持続性を維持することが難しくなり、故郷剥奪被害は決定的なものとなる。」(61頁)

(3) 避難指示解除後における被害継続

避難指示が解除されても、故郷喪失被害は回復されない。避難と帰還を通じて、世帯分離が重なり、戻るのは高齢者世帯が多く、様々な行事や結いの領域を、次世代に引き継ぐことが出来なくなった。そうした事態の表れとして、例えば「回覧板を回さない／回せない」という状況が現れる。このささいに見える状況はその限りでは表層的なことに過ぎないが、深層においては、回覧板を回す際の訪問による、お茶飲みなどの機会を通じての「親睦や情報交換、意思疎通の場」が失われたのである。これは単なる親睦の場ではなく、「地域の共同性や自治の機能にかかわる場が失われたことを含意している。」

2 広域にわたる生活圏

浜通り地域の顕著な特徴として、「地域や市町村域を超えて故郷が語られることが目立って多い」ことが挙げられる。原告本人尋問においても、再三語られてきたとおりである。

(1) 進学・通学圏、通勤圏・事業エリア

例えばそれは、進学・通学圏であり、通勤圏・事業エリアである。事業を営むものについてみれば、広範な浜通り地域のうち、仮に一部の避難指示

が解除されても、浜通り地域全体の機能が復興しなければ元の営業は回復し得ない。

(2) 広域医療、障害者福祉

医療については、地域医療を支える町の診療所が重要であると同時に、その範疇を超える救急搬送、手術・入院が必要な場合には、いわき市から南相馬市にかけての広範な受け入れ態勢があった。

精神障害、知的障害などの障害者福祉においても、浜通り地域全体を広範にカバーする形で、福祉事業所が機能していた。

これらの機能が停止したとき、その支障は浜通り地域の全体に及ぶことになる。

(3) 通婚圏

血族・姻族関係が、市町村域を超えて浜通り全体に広がっていることも、この地域の特徴として挙げられる。一審原告らの親族関係においても、夫婦の出身地が互いに浜通り地域内の他の町や隣接する町である事例は数多い。また、兄弟や姉妹が、出身町村内はもとより、それぞれ浜通り地域内の市町村において所帯を持ち、婚姻後も家族間の親交を深めていることが珍しくない。

このように、浜通り全体に通婚圏が広がっていた地域で、その全域を覆うように避難指示がなされて、故郷喪失という事態に至った。夫婦にとって、各々の実家もまたダメージを受けて離散し、「夫と妻のそれぞれの故郷、親族の故郷が一度に破壊された」。あるいは姉妹の全てがそれぞれ（その実家、配偶者の実家も）ダメージを受けて、「助け合える」安心感さえ失った。このように、文字通り救いのない事態になってしまったことを意味している。

(4) 遊び空間と伝統行事

浜通り地域の住民らは、その豊かな自然環境を享受し、山野に入り、海や川に臨んで遊んだ。その活動エリアは、居住する市町村に限ることな

く、「近隣地域の自然や風土に遊び、家族や親戚とイベントに参加するなど、楽しみが多かった。」

伝統行事においても、有名な相馬野馬追のように、市町村の枠を超えて広い範囲の住民が参加し、伝統ある行事に加わることで故郷への帰属意識を深めていたのである。

これらの様々な要素に見られるように、浜通りの地域は経済的にも社会的にも密なつながりを持ち、「隣町が避難指示区域であれば生活は成り立たない」という実情にある。そのような地域が、まさに「広域的な故郷剥奪」というべき事態に追い込まれている（67頁）。

3 住民が抱えた軋轢

避難先での軋轢については既によく知られているところであるが、関意見書はこれに加えて、家族など、同じ避難者の中での軋轢を指摘している。避難や賠償をめぐる、あるいは避難指示が解除された後における「帰る／帰らない」をめぐる、様々な諍いである。そこに「共同性にダメージを与えた軋轢」として多くの事例が列挙されているとおり、一審原告らは本件事故までは良好な関係を築いてきた家族、親・兄弟姉妹、親戚らとの間で、様々な軋轢を体験し、かけがえのない関係性を損なうことになった。

そのいずれも、避難行動がなければ抱えることのないストレス、余裕のなさ、距離の極端な接近によって引き起こされた事態であって、もとより本意かつ苦しい体験となっている。

そうした困難な状況の中で、特に帰還をめぐる判断の相違による軋轢は、地域の共同性を内側から破壊する原因となった。「避難指示が解除されたときに地域社会の分裂が進んだ」という指摘は、故郷喪失という事態の難しさ、軋轢の複雑さを示している（70～71頁）。

4 避難指示解除・避難終了と故郷喪失

避難指示が解除され、さらにはたとえ避難が終了しても、故郷喪失が継続すること、故郷の剥奪は一時的なものではないことが、多くの一審原告の陳

述書によって示されている。

「自宅に戻っても、そこで「生きている」だけであって、元の『生活』ではありません。」

「東電から賠償金をもらって家を建てても・・・故郷で根を張った安寧な暮らしや親戚一同との付き合いの『場』は元に戻りません。」

「そんな状況のところに、自分だけ戻ろうというつもりはない。元の生活のもとで帰郷したいのだから。みんながいないところに、一人で戻っても仕方がない。」

これらの「語り」に、「故郷剥奪の継続性」と、「避難と故郷剥奪が同等のものではないこと」が示されている（71～72頁）。

第6 被害の共通部分の「準拠」となる広野町の被害

1 「マイナー被災地」

広野町は、福島第二原発から10キロメートル圏内（避難指示の対象）位置するから、本来は警戒区域に属し、政府による避難指示の対象になったはずであるが、突然避難指示の範囲が8キロメートルに縮小されたため、そうならなかった。その理由は、第二原発から9キロメートルに、広野火力発電所があったからである。

原発が停止した後の電力需要を賄うため、同火力発電所には早期の復旧が期待され、そのためにこのような処置がとられたのであるが、実際には同火力発電所には相当に高線量の場所があり、広野町内は本来除染が必要な状況にあった。

しかし、このようにして広野町は政府の避難指示の対象とならず、広野町による避難指示も2012年3月31日に解除されたため、広野町は電力不足の解消と、「事故対応の基地」として、「復興の最前線を担ってきた」。

その結果、広野町は「被害の状況が見えにくい」「マイナー被災地」となった。すなわち、「ブランド被災地」と違って、知名度が低い被災地のことであ

る。しかし、実際には多大は被害があったのであり、それが「マイナーなまま留め置かれることによって、被害はますます見えにくくなる。」(79～84頁)

2 実際の被害状況

現実の広野町は、町による避難指示の解除後も人口が戻らず、関意見書のデータによれば、事故前は五千数百人であった住基人口は、1000人、2000人にも至らないまま推移し、2017年3月に住宅支援が打ち切られたことによって急激に増加した後も、三千数百人どまりである。

このような中で、除染もされず、町のインフラも生活関連サービスも復旧しないまま、財物賠償は対象外、精神的損害への賠償も打ち切れ、町は放置された(83頁)。

町の主要産業の1つである農業は、早期に再開されたが、現実には2018年から2019年にかけて、生産者数と作付面積が減少に転じた。営農が成り立たない中、「真っ先に帰還して農業を再開した高齢世代が離農し始めたからである」(87～88頁)。

商業については、現地進行協議において観察されたとおり、広野駅前に延びる週店外はシャッターが下り、さびれたままである(88頁)。

3 原判決の認容金額(70万円)の示すもの

原判決は、広野町からの避難原告について、既払い金に加えて70万円の賠償を認容した。この金額について、関意見書は次のような分析を加えている。

広野町の避難指示区域割は、2011年9月30日に解除されるまで緊急時避難準備区域であった。原陪審は避難指示の解除から1年間の相当期間経過まで、月額10万円の支払を定めたから、2012年9月までこの支払いがなされるべきところ、同年8月までしか支払われていない。1か月分不足しているのである。

さらに、広野町が行った全町避難の指示は2012年3月31日に解除されたか

ら、この時が実質的な避難指示解除の時であり、この日から1年間の相当期間を計算すると、2012年10月から2013年3月まで6か月分の支払が不足している。

このように、以上の合計は7か月分合計70万円であり、原判決が認容した追加支払い金額に一致する。すなわち、これは中間指針が認めた毎月10万円の避難慰謝料の不足額であり、したがって故郷喪失慰謝料を含んでいないのである(89～90頁)。

原判決もまた、広野町が「マイナー被災地」であるかのように扱い、その実際の被害を見ず、さらには故郷喪失損害と避難慰謝料を区別しないことによつて、その誤りを自覚できなかつたことを示しているものといえよう。

第7 一審判決への応答

第2の「地裁判決からの示唆」に示したとおり、関意見書は、冒頭の2章において、一審判決が「故郷喪失」損害と避難慰謝料を合算した慰謝料を算定するにとどまったことについて、3点を示唆しているものと指摘した。

以下に、これに対する「応答」について整理する(91頁以下)。

1 避難「前後」の比較

第一に、原判決は故郷喪失・変容の具体的な損害を、避難の前後の生活の落差として示すことが必要だと指摘した。

関意見書の応答は、この具体的な損害とは、「共同性」の喪失だということである。すなわち、故郷の本質は、故郷が持つ共同性にあり、故郷喪失とは共同性の剥奪に他ならない。そして、一審原告ら避難者は、避難前の「地元」での生活において享受していた共同性を、避難先においては喪失・剥奪されているのである。

2 故郷喪失・変容損害と避難慰謝料の峻別

第二に、原判決は、「故郷喪失・変容」損害と「避難慰謝料」を峻別することを要求した。

ここでも関意見書の応答は、両者の違いは、共同性の損壊を伴うか否かだという指摘である。避難が終わっても、故郷喪失損害はその後も継続するのであり、それは共同性の解体の結果としての生活および持続可能性の困難に帰結する。

3 個別に算定する理由の説明

第三に原判決は、故郷喪失・変容」損害と「避難慰謝料」を区別して認定（算定）する合理的な理由の説明を求めた。

そこでは、2つの損害を別個に算定することと合算して算定することが理念的に等価であるかどうか問われていたところ、上記のとおり、これらを合算して認定・算定することは保護されるべき「権利の縮減」につながるから、理念的に等価ではない。これが結論であり、原判決は、決定的な誤りに陥っている。

以上